

広島県告示第三百三十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定によって、次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認した。

平成二十二年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変更の承認を受けた農地 保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地 保有合理化事業の種類	承認年月日
財団法人広島県農林振興センタ 1	法第四条第二項第一号に掲げる事業	平成二十二年三月二日